

# 横浜市記者発表概要

令和6年3月28日  
教育委員会事務局  
教職員人事部 教職員人事課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要

所 属	横浜市立学校
被 処 分 者	教諭（20代）
処 分 日	令和6年3月28日
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・文書訓戒
事 案 概 要	当該教諭は、令和5年10月、18歳未満の卒業生に対し、当該教諭の自宅にてわいせつな行為をした。

### 2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

当該教諭の行為は、教員としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局 教職員人事部教職員人事課 Tel : 045-671-3244